

# 資 料

平成27年9月18日

千葉県環境審議会鳥獣部会

- 1 将来的に維持すべき目標頭数：1,000～1,500頭  
 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）で定めている。  
 （計画期間：平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）

2 推定分布域

調査年度	平成13年度	平成23年度	増減
分布域 (k m <sup>2</sup> )	440	1,772	+1,332 (+302.7%)

○平成21～23年度の調査結果により推定された生息分布域は1,772 k m<sup>2</sup>であり、平成13年度の440k m<sup>2</sup>に比べ、10年間で約4倍に拡大した。

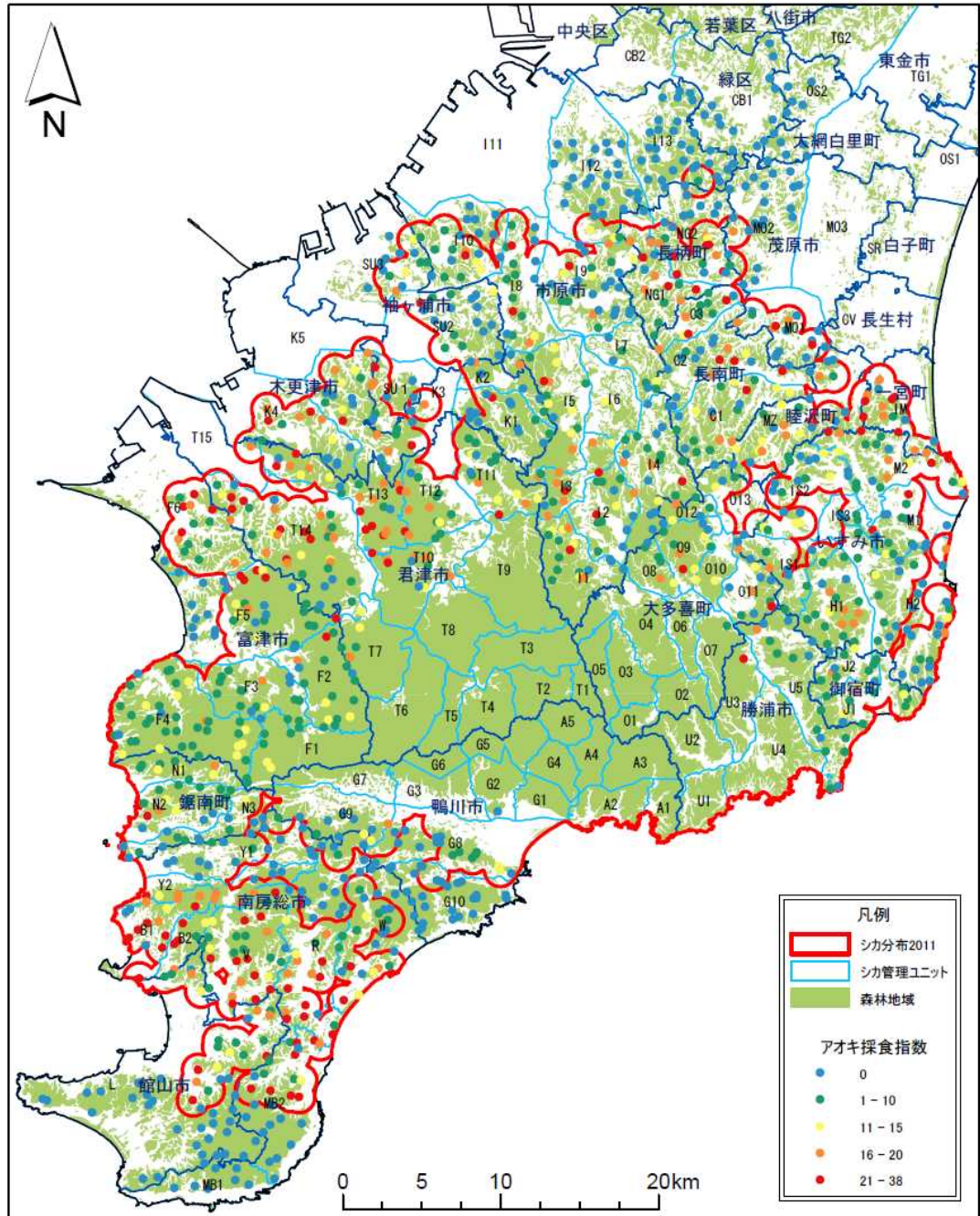


図 ニホンジカの分布域(2011年)

2009～2011年度に実施したアオキの食痕調査および2009～2010年度の農家アンケート調査結果から得られた生息点について、1km/バッファーを発生させ、森林地域の連続性を考慮した空間補間により推定した。

アオキ採食指数 =  $\Sigma$ (10本のアオキの1m以上の採食レベル)  
 各個体の採食レベル (少ない=1, 多い=2, 葉なし=3, 180cm以上の採食=4)

### 3 推定生息数

平成25年度末	平成26年度末	増減
10,341頭	13,972頭	+3,631頭 (+35.1%)

※推定生息数は中間値を記載。

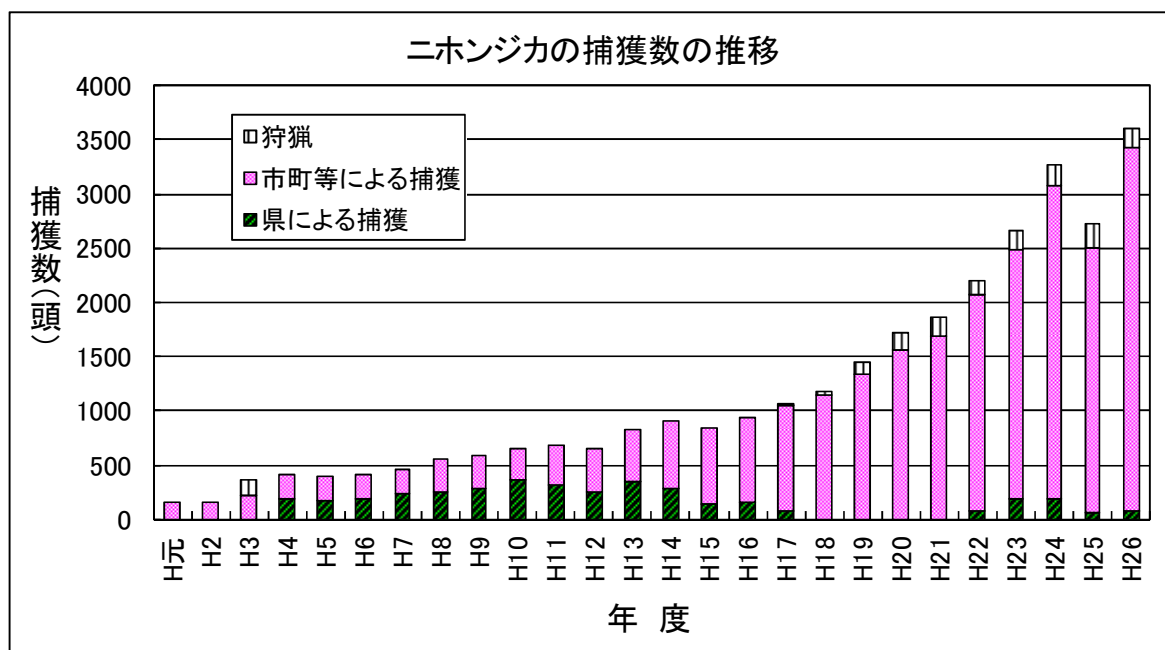
○平成10年度以降で最も増加率が大きかった。

### 4 捕獲数

区分	平成25年度	平成26年度	増減
市町等による捕獲	2,451頭	3,361頭	+910頭 (+37.1%)
県による捕獲	54頭	63頭	+9頭 (+16.7%)
狩猟	216頭 (内、銃猟142頭)	177頭 (内、銃猟108頭)	-39頭 (-18.1%) (銃猟-23.9%)
計	2,721頭	3,601頭	+880頭 (+32.3%)

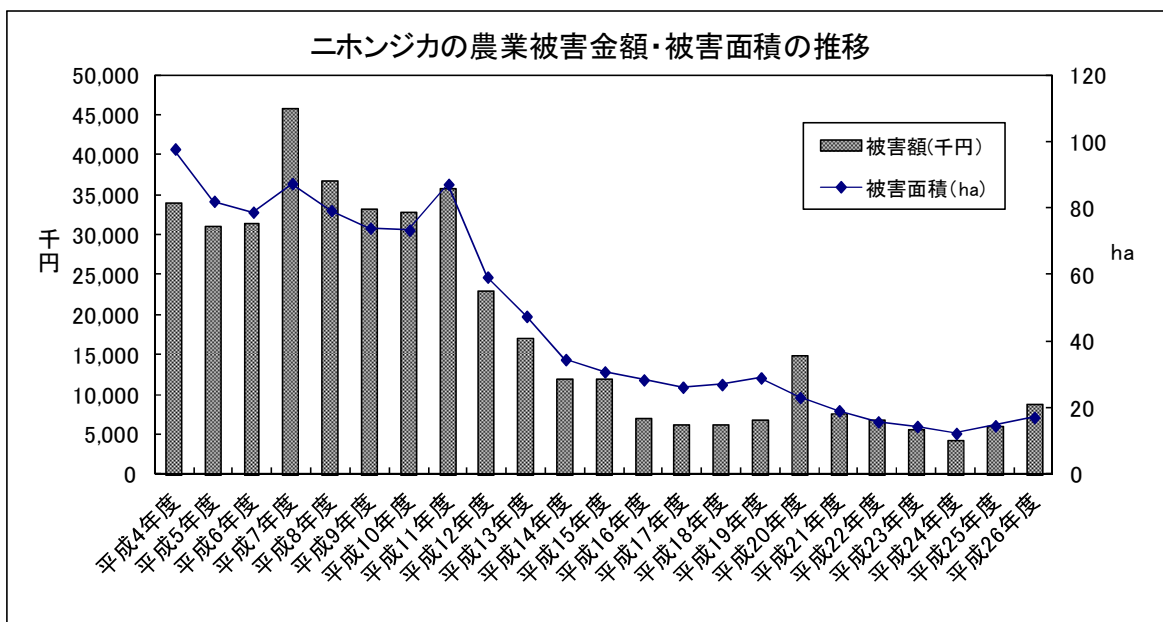
○県内全域における対前年度比は32.3%増で、内訳は、市町等の捕獲が37.1%増、県捕獲が16.7%増、狩猟が18.1%減（なお、銃猟では23.9%減）であった。

○市町等による捕獲の増加には、ニホンジカの生息数の増加が影響していると考えられる。



○平成16年度以降一貫して増加していた捕獲数が、平成25年度は減少に転じたが、平成26年度は再び増加に転じた。

## 5 農業被害



○平成26年度の被害金額は8,724千円と、平成25年度の5,980千円に比べ2,744千円増加(31.5%増)した。

○近年、被害金額、被害面積ともに減少が続いていたが、平成25年度以降、金額、面積ともに増加してきている。被害の増加には生息数の増加が影響していると考えられる。

## 6 平成26年度ニホンジカ猟の状況

### ①銃猟

入猟承認状況

市町名	承認限度チーム数	承認チーム数
市原市	1	1
勝浦市	3	3
大多喜町	5	5
御宿町	1	0
鴨川市	5	1
鋸南町	1	1
君津市	7	6
富津市	4	4
南房総市	1	0
合計	28	21

○申請チーム数21に対し、承認チーム数21であり、不承認となったチームはなかった。

○銃猟の1猟期あたりの捕獲制限10頭/人に対し、最大捕獲数は6頭/人であり、平均捕獲数は0.36頭/人であった。

○21チーム中、4チームにおいて捕獲数が0頭であった。

### ②網猟及びわな猟

網猟及びわな猟の1猟期あたりの捕獲制限30頭/人に対し、わな猟の最大捕獲数は7頭/人であり、網猟での捕獲はなかった。

## 7 平成27年度のニホンジカ管理計画事業

- ① 野生獣管理事業補助金の実施  
引き続き市町村が行うニホンジカの捕獲事業に対し補助する。
- ② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国交付金）  
捕獲従事者に対し捕獲経費を補助する。
- ③ 狩猟の実施（案）  
議案別紙参照
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施  
生息密度の低い生息域外縁部において捕獲を実施予定。

## ニホンジカ狩猟（案）に対する利害関係人からの意見聴取状況

### 1 意見聴取事項

- (1) 特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の制限の一部解除について  
国：1人1日1頭まで → 千葉県：解除
- (2) 対象狩猟鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の禁止及び制限について
- ①捕獲数制限：網猟・わな猟 → 1人狩猟期間中40頭まで  
銃猟 → 1人狩猟期間中20頭まで
  - ②禁止すべき猟法：銃器（入猟者承認区域内の銃猟及び止めさしを除く）
  - ③場所・人数制限：銃猟 → 入猟者承認制度の実施

### 2 利害関係人からの回答数

利害関係人	回答数
27人*	27人

※次ページ「利害関係人名簿」のとおり

### 3 意見

聴取事項（1）、（2）ともに、反対意見はなかった。

なお、主な意見は下記のとおり。

#### 聴取事項（1）

- ・生息数の増加及び生息域の拡大による自然生態系及び農林業等への被害を削減する観点から、賛成する。（睦沢町）
- ・「1人1日当たり1頭」の制限を解除することで、状況に応じた捕獲を行うことができるため、捕獲を効率的に進めることができると考える。（勝浦市）

#### 聴取事項（2）

- ・生息区域の拡大防止や農業被害を防ぐため、捕獲を推進する必要があるが、狩猟を効果的かつ安全に機能させるため賛成する。（関東森林管理局）
- ・以前銃器により人の命が奪われたこともあり、承認区域外の銃器の禁止はやむをえないと思う。（千葉県自然保護連合）
- ・有害鳥獣被害を減少させるため、さらなる狩猟期間中の捕獲頭数の拡大を要望する。（千葉県農業協同組合中央会）

#### 【県の考え】

平成27年度の狩猟（案）において捕獲数制限を緩和しており、さらなる捕獲数制限の緩和については、安全管理の観点からも本年度の実施状況を踏まえて検討すべきと考える。

利害関係人名簿

職名	氏名(敬称略)
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	高濱 美樹
東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 千葉演習林長	石橋 整司
一般社団法人千葉県猟友会会長	鈴木 理之
千葉県自然保護連合代表	牛野 くみ子
千葉県生物学会会長	西田 治文
千葉県森林組合連合会代表理事会長	酒井 茂英
千葉県農業協同組合中央会会長	小泉 勉
千葉市長	熊谷 俊人
市原市長	小出 譲治
茂原市長	田中 豊彦
長柄町長	清田 勝利
長南町長	平野 貞夫
睦沢町長	市原 武
一宮町長	玉川 孫一郎
大網白里市長	金坂 昌典
勝浦市長	猿田 寿男
いすみ市長	太田 洋
大多喜町長	飯島 勝美
御宿町長	石田 義廣
館山市長	金丸 謙一
鴨川市長	長谷川 孝夫
南房総市長	石井 裕
鋸南町長	白石 治和
木更津市長	渡辺 芳邦
君津市長	鈴木 洋邦
富津市長	佐久間 清治
袖ヶ浦市長	出口 清

## 平成27年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策（案）

- (1) 銃猟（シカ猟）における入猟者承認の活用  
市町単位で承認チーム数（1チームを8名～20名とする）を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。
- (2) 講習会の受講義務付  
銃猟（シカ猟）については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。  
なお、講習会は2回開催するが、どちらか1回の受講をもって可とし、受講者が8名に満たなかったチームは、チーム全員を不承認とする。
- (3) 巡回指導の強化
  - ① 鳥獣保護管理員による巡回
  - ② 県職員による巡回
  - ③ 承認者であることがひと目で分かるように腕章等（各市町ごとに色分け）を作成し、承認者に着用を義務付ける。
- (4) 狩猟解禁に関する広報の実施
  - ① 県による広報
    - ・ホームページへの掲載
  - ② 市町への広報依頼
    - ・ホームページへの掲載
    - ・市町広報誌への掲載
    - ・回覧による周知
    - ・無線による広報
- (5) 狩猟者への啓発
  - ① 講習会において、安全狩猟を講義
  - ② 安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布
- (6) 関係機関等への情報提供・協力依頼
  - ① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催  
県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
  - ② 安全対策会議の開催  
上記（6）①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課（千葉市・市原市）主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護管理員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
- (7) その他  
狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。



有害鳥獣による農作物被害状況（H22～26）

農地・農村振興課調べ

平成27年7月31日

加害鳥獣名	被害金額(千円)					被害面積(ha)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	177,507	201,236	199,917	167,094	190,762	279.2	330.8	342.4	227.5	277.9
サル	26,375	17,724	23,784	21,556	18,107	32.5	23.0	24.0	22.2	22.3
シカ	6,679	5,488	4,263	5,980	8,724	15.8	14.4	12.3	14.6	17.1
ハクビシン	28,829	38,551	42,609	39,650	39,396	26.3	39.1	46.2	31.1	38.5
タヌキ	7,147	5,192	6,022	6,652	7,137	12.0	13.4	15.1	13.3	15.1
アライグマ	9,137	10,696	10,314	11,153	11,745	8.0	10.2	10.8	7.2	8.9
ネズミ	625	2,332	1,149	514	1,552	2.3	4.5	4.1	1.3	2.3
ウサギ	670	788	3,165	745	1,227	4.5	0.4	3.1	2.9	3.3
キョン	619	598	623	803	779	0.8	0.3	0.3	0.6	0.6
その他獣類	688	246	1,339	284	866	1.0	0.4	2.2	0.2	1.0
小計	258,277	282,850	293,185	254,431	280,295	382.4	436.5	460.5	320.9	387.0
カラス	38,340	27,536	31,460	34,221	38,650	83.8	422.3	425.2	426.8	430.3
ムクドリ	11,890	7,481	8,033	9,371	9,250	6.7	7.2	7.3	8.7	7.1
スズメ	9,307	3,809	5,573	4,889	4,644	392.3	48.7	48.2	42.3	37.9
ヒヨドリ	23,569	20,478	32,452	17,753	25,774	34.6	32.3	38.7	17.2	20.9
ハト	14,857	7,809	7,313	3,479	14,142	26.4	29.2	28.5	17.0	50.6
カモ	3,225	3,738	3,041	3,523	3,840	5.9	7.0	4.9	6.2	3.3
キジ	1,336	677	824	1,770	2,411	2.8	3.0	3.7	5.4	4.0
サギ	0	4	95	56	43	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1
その他鳥類	1,556	3,041	4,538	16,357	2,079	0.3	17.7	17.8	38.7	2.2
小計	104,080	74,572	93,329	91,419	100,833	552.6	567.5	574.6	562.3	556.3
鳥獣不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	362,357	357,422	386,514	345,850	381,128	935.0	1,004.0	1,035.1	883.2	943.2

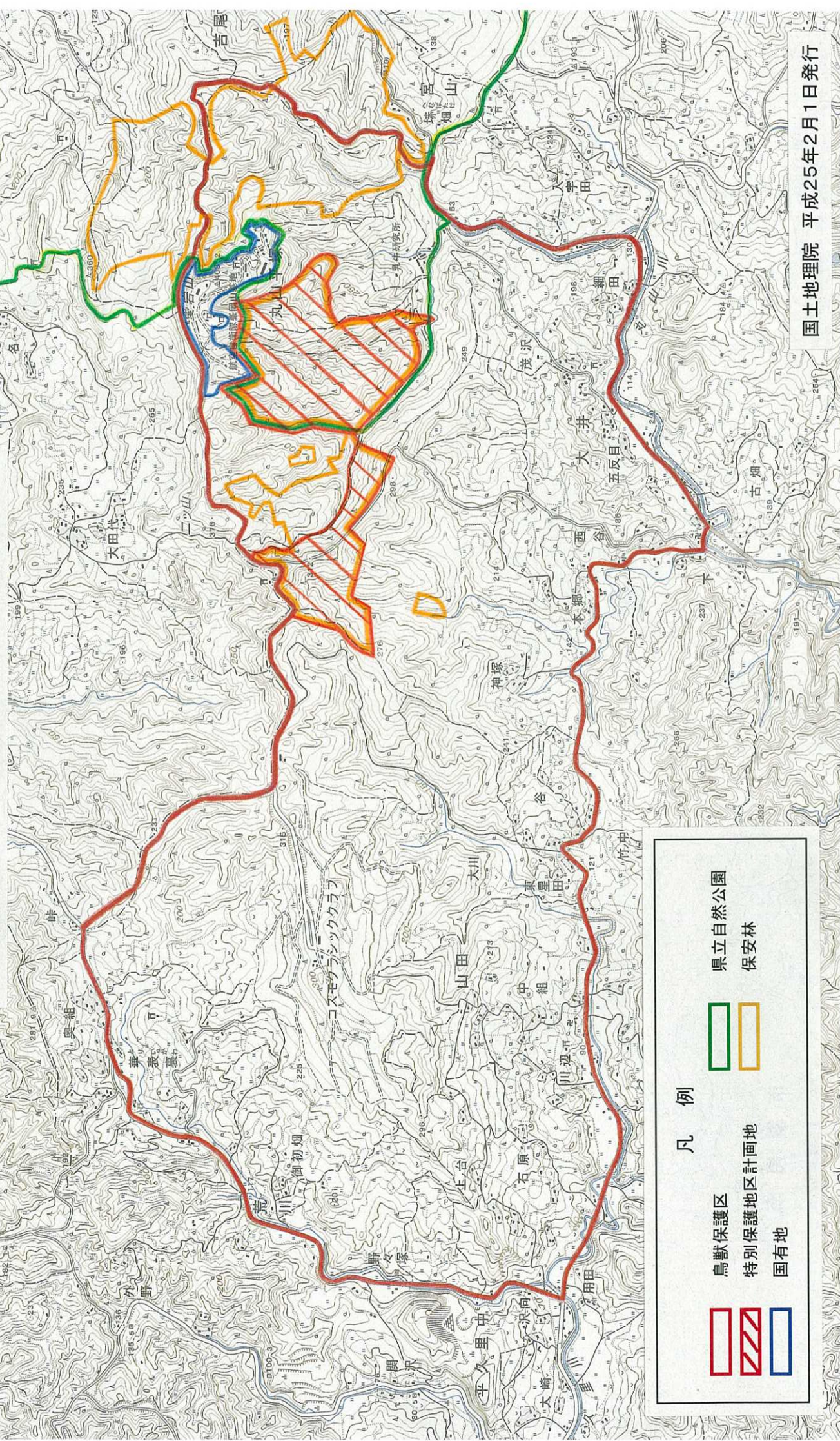
# 嶺岡山鳥獸保護区特別保護地区





# 嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区

(S=1/25,000)



## 凡例

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区計画地
- 国有地
- 県立自然公園
- 保安林



嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区指定公聴会調書

1. 名 称 嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区  
2. 開催日時 平成27年7月8日(水) 午後2時から3時まで  
3. 開催場所 千葉県安房合同庁舎3階大会議室  
4. 議長名 所 属 安房地域振興事務所  
職・氏名 所 長 澁谷博之

5. 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
12	4	5	3

6. 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対	意見なし
12	0	0	0

7. 傍聴人 0人

8. 議長の判断

当該地域は、特別保護地区として設定されるべきと判断する。  
ただし、農作物への被害に対し、有害鳥獣駆除を含め対策を検討していく必要がある。

(事由)

賛成12名である。

賛成理由としては、野生鳥獣の保護、特に希少鳥獣や被害を及ぼさない鳥獣の保護並びに増殖や鳥獣の生活環境の保全が挙げられた。

一方、さまざまな公述人から農作物被害対策を求める意見が出されており、鳥獣の適正管理と農林作物被害の軽減について、さらなる配慮が必要と思われるが、反対者はなく、設定は妥当であると判断する。

9. 公聴会公述人名簿 別紙名簿のとおり

10. 公述人の意見の概要 別紙公述人意見概要書のとおり

平成27年 7月 17日

議長所属 安房地域振興事務所

議長役職名 所長

議長署名

澁谷博之 

公聴会公述人名簿

職名 (代理人職名)	氏名 (代理人氏名)	住所	郵便番号	備考
鴨川市長 (農水商工課 主査)	長谷川 孝夫 (土岐 尚義)	鴨川市横渚 1450	296-8601	
南房総市長 (農林水産課 副主幹)	石井 裕 (井野 秀文)	南房総市富浦町青木 28	299-2492	
南部林業事務所長 (主 幹)	朝川 康彦 (栗山 俊雄)	鴨川市広場 820	296-0044	
安房農業協同組合 (営農販売部 部長)	野宮 紀昭 (藍場 昭博)	館山市安東 72	294-0005	
千葉県森林組合安房支所長 (総務課長)	伊田 重美 (福田 一也)	南房総市和田町黒岩 380-5	299-2725	
安房猟友会 会長	青木 嘉男	館山市北条 1060	294-0045	
鴨川市観光協会 会長	鈴木 健史	鴨川市横渚 945-2	296-0004	欠席
南房総市観光協会 会長	仲島 文作	南房総市富浦町原岡 89-3	299-2403	欠席
鳥獣保護管理員	辰馬 大	鴨川市貝渚 1984-2	296-0004	
鳥獣保護管理員	三瓶 晴敏	鴨川市太海 752-3	299-2862	
鳥獣保護管理員	柿崎 洋雄	鴨川市天津 1880	299-5503	欠席
鳥獣保護管理員	鈴木 好行	南房総市加茂 448-2	299-2525	

公述人意見概要書

公 述 人	賛成	条件付 賛成	反対	意 見
鴨 川 市 長 長谷川 孝夫	○			賛成
南 房 総 市 長 石井 裕	○			賛成
南部林業事務所長 朝川 康彦	○			賛成 嶺岡県有林3林班、4林班は南部林業事務所が適正な管理につとめている。適正な管理とは、森林の木材生産とか公益的機能の発揮をさせることを目的としているもので、鳥獣の保護を目指したものではないが、現在、森林の管理上支障ないものと考えているので期間更新については賛成。
安房農業協同組合 代表理事組合長 野宮 紀昭	○			賛成
千葉県森林組合 安房支所長 伊田 重美	○			賛成
安房猟友会会長 青木 嘉男	○			賛成
鴨川市観光協会 会長 鈴木 健史	○			(欠席) 賛成
南房総市観光協会 会長 仲島 文作	○			(欠席) 賛成
鳥獣保護員 辰馬 大	○			賛成 この地域はシカ、イノシシがかなりいるが駆除の捕獲が可能であるので賛成。
鳥獣保護員 三瓶 晴敏	○			賛成
鳥獣保護員 柿崎 洋雄	○			(欠席) 賛成
鳥獣保護員 鈴木 好行	○			賛成

報告第1号

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成27年度の事業実施方針（案）について

法第7条の規定に基づき策定した第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

## 千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

### 1 開催日時

平成 27 年 7 月 10 日（金）  
午後 1 時から午後 2 時 40 分

### 2 開催場所

自治会館 9 階第 3 会議室  
千葉市中央区中央 4 丁目 17 番 8 号

### 3 出席者

【委員】吉田正人委員（委員長）、廣嶋卓也委員、榎本文夫委員、  
関善之委員、茂田達也委員  
【 県 】 自然保護課長 外

### 4 議 案

議案第 1 号 平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について  
議案第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に  
基づく平成 27 年度の事業実施方針（案）について

### 5 審議結果

上記 2 の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。

### 6 主な意見

特になし



第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく  
平成27年度の事業実施方針（案）について

1 内 容

別紙「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成27年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況調査を実施する。

3 事業実施期間

平成27年11月から平成28年3月まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で県は「生息状況等モニタリング」を実施することとなっており、できる限り経年的に実施する調査と、概ね5年ごとに行う調査の項目が設定されている。

このため、生息状況調査について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく  
平成27年度の事業実施方針（案）について

1 生息状況調査（糞粒調査）について

(1) 実施ライン数

平成27年度は市原市15ライン、袖ヶ浦市3ライン、木更津市8ライン、君津市38ライン、鴨川市（シカ保護管理ユニットG1）2ライン、勝浦市（シカ保護管理ユニットU1）2ライン、いすみ市（シカ保護管理ユニットH2）3ラインの計71ライン。

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキヨンとして区分して集計する。

(2) 調査時期

平成27年12月～平成28年1月の間

(3) 昨年度との変更点

平成23年度まで生息域を二分して隔年で実施していたが、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市（G1）、勝浦市（U1）、いすみ市（H2）については毎年調査を実施することとしている。

2 生息状況調査（生息分布調査）について

(1) 調査地点数

調査地点は200地点程度とする。国土地理院3次メッシュ（1kmメッシュ）内に1メッシュ1地点以内で設定する。

各調査地点で180cm以下に着葉しているアオキ10本について、食痕の有無、採食割合を毎木調査する。キョンの食痕との判別のため、食痕の高さ100cm以上のものをニホンジカと区分して集計する。

(2) 調査時期

平成27年11月～平成28年3月の間

(3) 前回調査（平成21～23年度）との変更点

ニホンジカの分布が拡大傾向にあることから、前回調査時の調査メッシュよりも外側のメッシュを調査対象とする。

# ニホンジカ関係資料

## 1 目標捕獲数

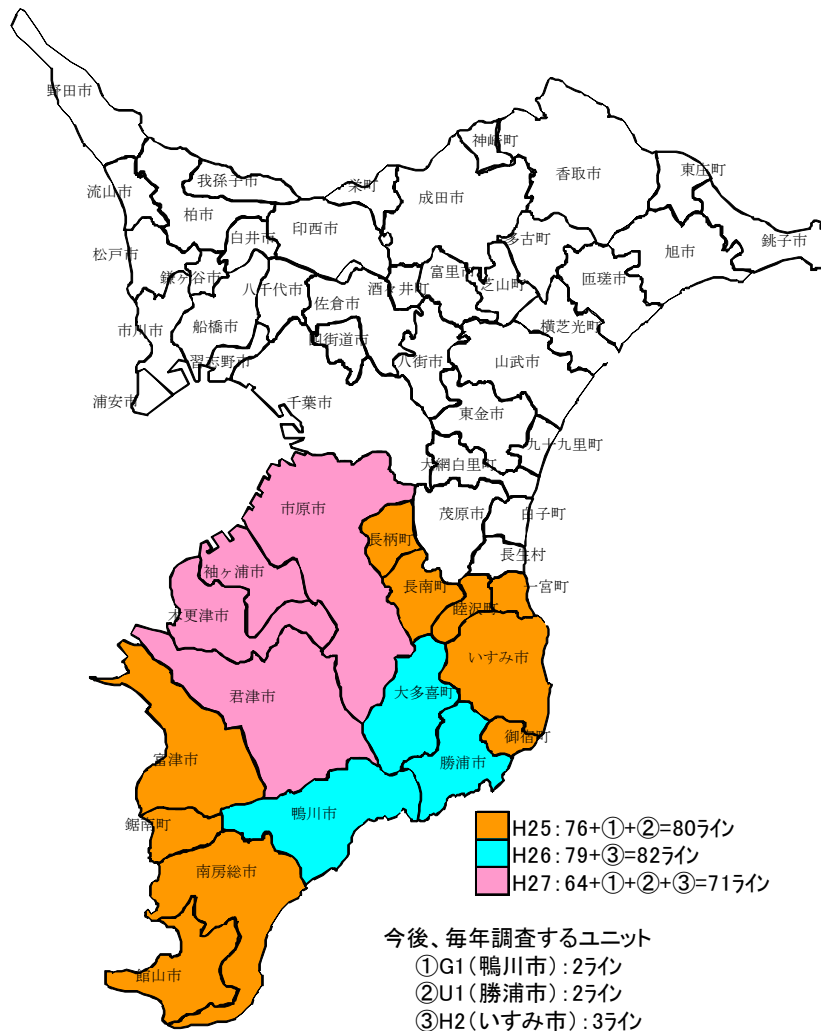
平成27年度当初 推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
13,972 頭	生息数を 減少させる	4,778 頭 (中間値)	最大限捕獲する

○平成26年度より目標捕獲数を最大限捕獲すると設定しており、推定生息数が大きく増加していることも踏まえ、平成27年度においても、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとする。

## 2 糞粒調査

①実施ライン数：71ライン

②調査時期：平成27年12月～平成28年1月の間



糞粒調査計画

### 3 生息分布調査

①調査地点数：200 地点程度

②調査時期：平成 27 年 11 月～平成 28 年 3 月の間

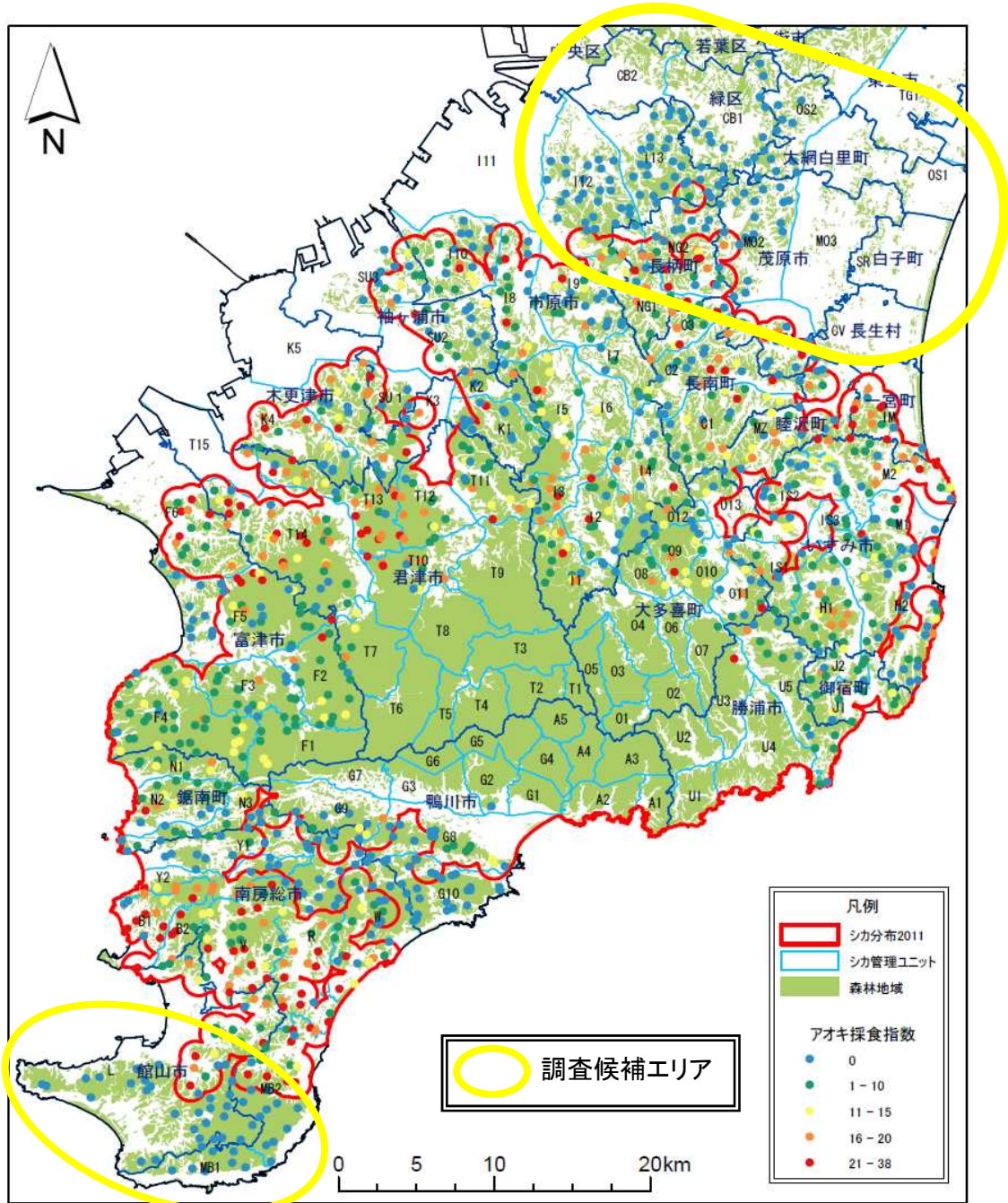


図 ニホンジカの分布域(2011年)

2009～2011年度に実施したアオキの食痕調査および2009～2010年度の農家アンケート調査結果から得られた生息点について、1kmバッファーを発生させ、森林地域の連続性を考慮した空間補間により推定した。

アオキ採食指数 =  $\Sigma$  (10本のアオキの1m以上の採食レベル)

各個体の採食レベル (少ない=1, 多い=2, 葉なし=3, 180cm以上の採食=4)

平成 21～23 年度の生息分布調査結果及び平成 27 年度の調査候補エリア

報告第 2 号

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成 27 年度の事業実施方針（案）  
について

法第 18 条の規定により策定した千葉県キョン防除実施計画の進行管理

（法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

## 千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会の開催結果（概要）

### 1 開催日時

平成 27 年 7 月 10 日（金）  
午前 10 時から午前 11 時 30 分

### 2 開催場所

千葉県自治会館 9階 第3会議室  
千葉市中央区中央4丁目17番8号

### 3 出席者

【委員】吉田正人委員（委員長）、中村誠委員、榎本文夫委員、  
富谷健三委員、関平治委員、関善之委員  
【県】 自然保護課長 外

### 4 議案

議案第 1 号 千葉県キョン防除実施計画に基づく平成 27 年度の事業実施  
方針（案）について

### 5 審議結果

上記 4 の議案について審議なされ、原案のとおり異議なく議決された。

### 6 主な意見

特になし

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成27年度の  
事業実施方針（案）について

1 内容

別紙「千葉県キョン防除実施計画に基づく平成27年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目的

千葉県キョン防除実施計画に基づき、生息状況調査を実施するとともに、県内に生息するキョンの生息域の拡大抑制、及び生息数の抑制を図るための捕獲事業を実施する。

3 事業実施期間

平成27年12月から平成28年3月まで

4 理由

平成25年に改定した千葉県キョン防除実施計画の中で、生息状況等を把握するためのモニタリングを実施し、防除の効果を検証するとともに、モニタリングを防除事業に適切に反映することとなっている。

また、キョンの生息域が拡大し、生息数が増加していることから、平成18年度から、県による捕獲事業を実施しているところである。

このため、県の捕獲事業及び生息状況調査の実施地域について、別紙のとおり実施することとしたい。



(別紙)

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成27年度の  
事業実施方針(案)について

1 捕獲事業について

(1) 実施期間

平成27年12月下旬から平成28年3月25日まで

(2) 実施地域

鴨川市(G8及びG10ユニット)、いすみ市(H2ユニット)

(3) 選定理由

いすみ市のH2ユニットについては、推定生息数が非常に多く、長生地域への分布拡大を抑制するために、県事業において集中的に捕獲を行う。また、鴨川市のG8及びG10ユニットについては、推定生息数が多いだけでなく、南の地域への分布拡大を抑制するために、捕獲事業を実施する。

2 生息状況調査(糞粒調査)について

糞粒調査については、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、これまで生息域を2分して隔年で実施していた調査を、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市(G1)、勝浦市(U1)、いすみ市(H2)については毎年調査を実施することとしている。

(1) 実施期間

平成27年12月～平成28年1月の間

(2) 実施ライン数

平成27年度は君津市・木更津市・袖ヶ浦市・市原市が64ライン、鴨川市(ユニットG1)が2ライン、勝浦市(ユニットU1)が2ライン、いすみ市(ユニットH2)が3ライン、の計71ライン

# キ ョ ン 関 係 資 料

# 1 県内のキョンの状況について

## (1) キョンの捕獲数の推移について

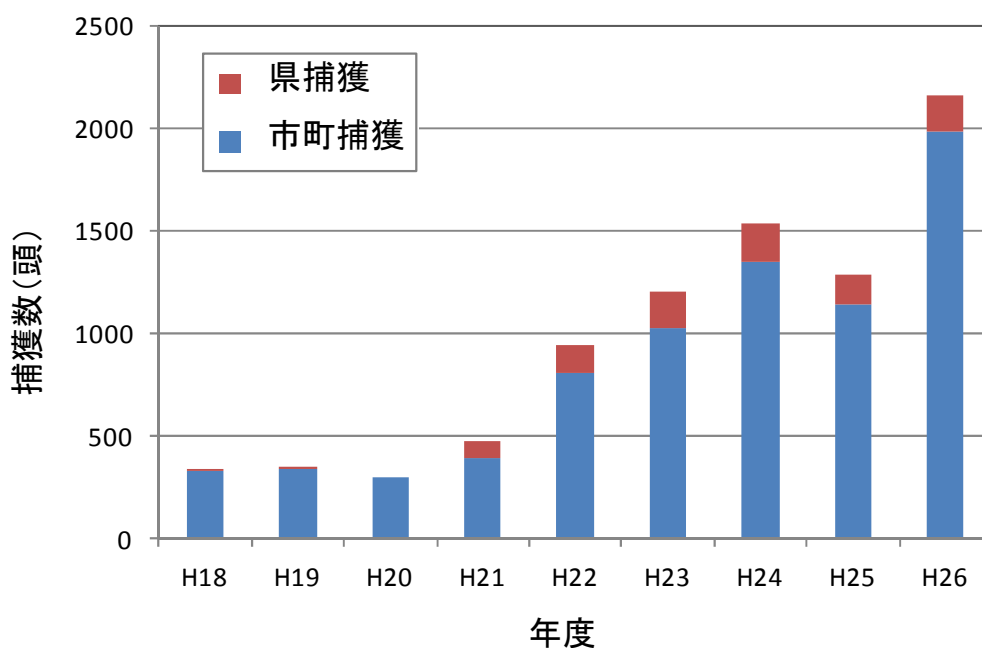


図1 千葉県におけるキョンの捕獲数の推移

表1 キョンの捕獲数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市町による有害捕獲 (市町捕獲)	297	393	809	1,022	1,346	1,138	1,980
外来種緊急特別対策事業 等による捕獲(県捕獲)	-	85	137	181	187	152	180
その他	1	-	-	-	-	-	-
計	298	478	946	1,203	1,533	1,290	2,160

○各市町で実施されている有害捕獲事業では、捕獲頭数が前年度よりも842頭（前年度比174.0%）増加した。

○県事業による捕獲数は、前年度より28頭（前年度比118.4%）増加した。

○平成26年度の全体の捕獲数は2,160頭であり、前年度に比べ870頭（前年度比167.4%）増加した。

(2) キョンによる農業被害金額・被害面積の推移

表2 キョンによる農作物被害の推移

年 度	被害額(千円)	被害面積(ha)	被害発生市町村	被害作物
平成15年度	0	0	なし	なし
平成16年度	420	0.9	勝浦市	水稲・いも
平成17年度	380	0.8	勝浦市	水稲・いも
平成18年度	380	0.8	勝浦市	水稲・いも
平成19年度	22	0.1	勝浦市	水稲
平成20年度	30	0	勝浦市・市原市	水稲・野菜
平成21年度	35	0	君津市	果樹・その他(葱苗、植木芽)
平成22年度	619	0.8	勝浦市・市原市・いすみ市	水稲・野菜・果樹
平成23年度	598	0.3	勝浦市・いすみ市	水稲・野菜・果樹
平成24年度	623	0.3	市原市・いすみ市・御宿町	野菜・果樹
平成25年度	803	0.6	勝浦市・いすみ市・御宿町 鋸南町・木更津市	水稲・野菜・果樹

○平成25年度の被害額はおよそ80万円、被害面積は0.6haと、前年度よりもやや増加した。被害作物で多かったのは、水稲や野菜、果樹であった。

(3) 市町による捕獲について

ア 市町による捕獲数の推移

表3 キョンの捕獲数の推移

	市町名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
集中防除区域	勝浦市	99 9.7%	150 11.1%	202 17.8%	504 25.5%	250%
	鴨川市	761 74.5%	986 73.3%	687 60.4%	1047 52.9%	152%
	君津市	10 1.0%	14 1.0%	14 1.2%	51 2.6%	364%
	いすみ市	115 11.3%	130 9.7%	150 13.2%	271 13.7%	181%
	鋸南町	8 0.8%	5 0.4%	10 0.9%	9 0.5%	90%
	大多喜町	23 2.3%	51 3.8%	52 4.6%	71 3.6%	137%
	御宿町	1 0.1%	4 0.3%	14 1.2%	20 1.0%	143%
小計		1017 99.5%	1340 99.6%	1129 99.2%	1973 99.6%	175%
その他の区域	市原市	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	100%
	南房総市	0 0.0%	1 0.1%	6 0.5%	1 0.1%	17%
	木更津市	5 0.5%	5 0.4%	2 0.2%	3 0.2%	150%
	東金市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	—
	八街市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	—
小計		5 0.5%	6 0.4%	9 0.8%	7 0.4%	78%
合計		1022	1346	1138	1980	174%

※上段の数値は捕獲数、下段は県全体の捕獲数（合計）に占める各市町の捕獲数の割合。

※平成25年度は降雪の影響で捕獲数が少なかったため、平成24年度比を示した。

- 集中防除区域内における捕獲数は、平成 24 年度よりも 633 頭（147.2%）増加した。
- 平成 26 年度は、これまで捕獲がなかった東金市及び八街市でそれぞれ 1 頭ずつ捕獲があり、その他の区域全体で 7 頭捕獲された。
- ほとんどの市町で、平成 24 年度よりも捕獲数が増加した。
- 平成 17 年度以降、県内において捕獲されたキョンのうち、99%以上の個体が集中防除区域で捕獲された。また、平成 25 年度は勝浦市、鴨川市及びいすみ市の 3 市で、全体の 90%以上を占めていた。
- 依然として鴨川市だけで捕獲数全体の半数以上を占めているが、その割合は減少しており、分布が拡大傾向にあることを示唆している。

### イ 捕獲個体の性比

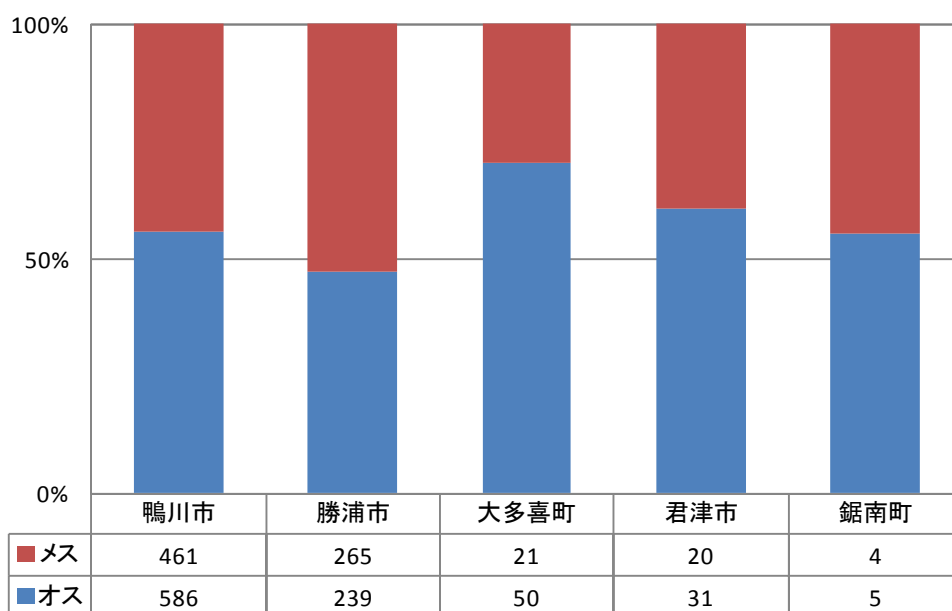


図 2 集中防除区域における捕獲個体の性比（平成 26 年度）

(参考)

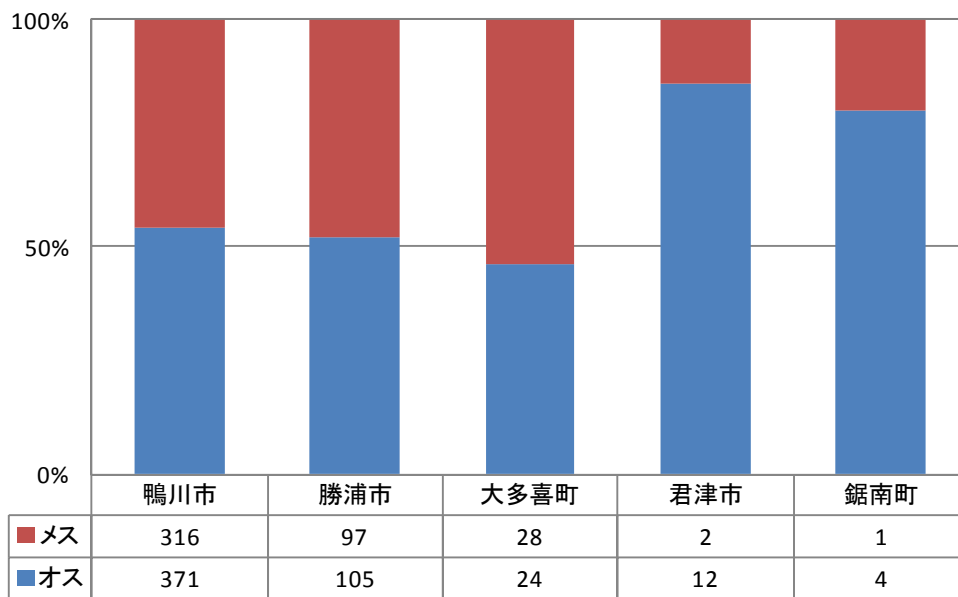


図3 集中防除区域における捕獲個体の性比（平成25年度）

○平成26年度の捕獲個体の性比は、鴨川市及び勝浦市ではほぼ1:1であった。

○大多喜町及び君津市ではオスの方が多かった。

※鋸南町はサンプル数が少ないため参考値。

○全体の傾向として、捕獲数の多い市町では性比が1:1に近くなる傾向が認められた。

○平成25年度と比較すると、平成26年度は大多喜町でややオスの割合が高くなった。

一方で、君津市では、メスの割合が高くなった。

○集中防除区域以外では、市原市で1頭、南房総市で1頭、木更津市で3頭捕獲されたが、捕獲された個体は全てオスであった。これら3市では、平成25年度もオスのみが捕獲されており、分布の前線であることを示唆している。

ウ 集中防除区域内の市町における捕獲方法別の捕獲頭数

表4 キョンの捕獲数の推移（捕獲方法別）

市町名	銃器	わな					手取り	不明	合計
		くくりわな	網	箱わな	わな種不明	合計			
勝浦市	23	77	0	50	0	127	0	0	150
	15.3%	51.3%	0.0%	33.3%	0.0%	84.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	54	102	0	46	0	148	0	0	202
	26.7%	50.5%	0.0%	22.8%	0.0%	73.3%	0.0%	0.0%	100.0%
勝浦市	190	255	0	59	0	314	0	0	504
	37.7%	50.6%	0.0%	11.7%	0.0%	62.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	386	591	0	7	2	600	0	0	986
	39.1%	59.9%	0.0%	0.7%	0.2%	60.9%	0.0%	0.0%	100.0%
鴨川市	298	385	0	4	0	389	0	0	687
	43.4%	56.0%	0.0%	0.6%	0.0%	56.6%	0.0%	0.0%	100.0%
	316	729	0	2	0	731	0	0	1047
	30.2%	69.6%	0.0%	0.2%	0.0%	69.8%	0.0%	0.0%	100.0%
君津市	—	—	—	—	—	—	—	14	14
	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	※詳細不明
	—	—	—	—	—	—	—	14	14
	—	—	—	—	—	—	—	100%	※詳細不明
君津市	0	0	0	0	0	0	0	51	51
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	—	—	—	—	—	—	—	130	130
	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	※詳細不明
いすみ市	0	146	4	0	0	150	0	0	150
	0.0%	97.3%	2.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	4	267	0	0	0	267	0	0	271
	1.5%	98.5%	0.0%	0.0%	0.0%	98.5%	0.0%	0.0%	100.0%
大多喜町	26	21	0	4	0	25	0	0	51
	51.0%	41.2%	0.0%	7.8%	0.0%	49.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	26	22	0	4	0	26	0	0	52
	50.0%	42.3%	0.0%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
大多喜町	21	44	0	6	0	50	0	0	71
	29.6%	62.0%	0.0%	8.5%	0.0%	70.4%	0.0%	0.0%	100.0%
	—	—	—	—	—	—	—	4	4
	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	※詳細不明
御宿町	—	—	—	—	—	—	—	14	14
	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	※詳細不明
	—	—	—	—	—	—	—	20	20
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	※詳細不明
鋸南町	4	1	0	0	0	1	0	0	5
	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	9	0	0	1	0	1	0	0	10
	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鋸南町	8	1	0	0	0	1	0	0	9
	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	439	690	0	61	2	753	0	148	1340
	32.8%	51.5%	0.0%	4.6%	0.1%	56.2%	0.0%	11.0%	100.0%
合計	387	655	4	55	0	714	0	28	1129
	34.3%	58.0%	0.4%	4.9%	0.0%	63.2%	0.0%	2.5%	100.0%
	539	1296	0	67	0	1363	0	71	1973
	27.3%	65.7%	0.0%	3.4%	0.0%	69.1%	0.0%	3.6%	100.0%

※上段の数値は平成24年度、中段の数値は平成25年度、下段の数値は平成26年度の数値を示している。また、各段の上部は捕獲数、下部は捕獲数全体に占める割合を示している。



- 平成 26 年度の捕獲数を捕獲方法別に見ると、わなによる捕獲が 69.1%、銃による捕獲が 27.3%と、わなによる捕獲が半数以上を占めた。
- わなの中では、くくりわなによる捕獲が大多数を占めた。
- 直近 3 年間の推移では、くくりわなによる捕獲割合が増加傾向にある。
- 市町別では、鋸南町で銃器による捕獲が 8～9 割を占めた。
- 勝浦市では、平成 26 年度の銃器の割合が 37.7%とやや高めであった。
- 鴨川市では、くくりわなによる捕獲が多く、平成 26 年度は全体の 7 割を占めた。
- いすみ市では、ほとんどがくくりわなによる捕獲であった。
- 大多喜町では、平成 24 年度及び 25 年度は、銃とわなによる捕獲が半々であったが、平成 26 年度は銃が 3 割、わなが 7 割であった。

### (3) 平成26年度県捕獲事業の実施結果について

事業名：平成26年度外来種緊急特別対策事業（キョン）

委託先：（一社）千葉県猟友会

委託期間：平成26年12月15日から平成27年3月25日まで

捕獲方法：くくりわな、はり網

従事者数：いすみ市4名、鴨川市2名、大多喜町1名の合計7名

#### ア 県事業におけるキョンの捕獲数と捕獲効率

表5 県事業におけるキョンの捕獲数

事業名	集中防除区域					計
	いすみ市	鴨川市	大多喜町	勝浦市	君津市	
外来種緊急特別 対策事業（キョン）	93	78	9			180
野生鹿生息域拡大 抑制対策事業			0	0	0	0
計	93	78	9	0	0	180

○平成26年度の捕獲数はいすみ市が最も多く、93頭であった。

○野生鹿対策事業において、キョンの捕獲はなかった。

表 6 市町別のキョンの捕獲効率（平成 26 年度）

市町	わな種	設置基数 (基)	稼働延べ日数 (日)	捕獲頭数 (頭)	捕獲効率 (捕獲頭数÷稼働 延べ日数)
いすみ市	箱わな	-	-	-	-
	はり網	6	234	10	0.043
	くくりわな	41	1,601	83	0.052
	小計	47	1,835	93	0.051
鴨川市	箱わな	-	-	-	-
	はり網	-	-	-	-
	くくりわな	30	1,299	78	0.060
	小計	30	1,299	78	0.060
大多喜町	箱わな	-	-	-	-
	はり網	-	-	-	-
	くくりわな	4	224	9	0.040
	小計	4	224	9	0.040
全体	箱わな	-	-	-	-
	はり網	6	234	10	0.043
	くくりわな	75	3,124	170	0.054
	計	81	3,358	180	0.054

(参考)

表 7 市町別のキョンの捕獲効率（平成 25 年度）

市町	わな種	設置基数 (基)	稼働延べ日数 (日)	捕獲頭数 (頭)	捕獲効率 (捕獲頭数÷稼働 延べ日数)
いすみ市	箱わな	-	-	-	-
	はり網	7	311	17	0.055
	くくりわな	31	1,497	87	0.058
	小計	38	1,808	104	0.058
鴨川市	箱わな	-	-	-	-
	はり網	-	-	-	-
	くくりわな	16	1,030	44	0.043
	小計	16	1,030	44	0.043
大多喜町	箱わな	5	346	0	0
	はり網	-	-	-	-
	くくりわな	15	1,043	4	0.004
	小計	20	1,389	4	0.003
全体	箱わな	5	346	0	0
	はり網	7	311	17	0.055
	くくりわな	62	3,570	135	0.038
	計	74	4,227	152	0.036

○設置基数及び捕獲頭数ともに、くくりわなが最も多かった。

○唯一、はり網での捕獲を実施したいすみ市では、はり網の捕獲効率が0.043頭/日・基、くくりわなの捕獲効率が0.052頭/日・基と、同程度の値であった。

○捕獲効率を平成25年度の値と比較すると、全体では大きな変化はなかったが、大多喜町ではくくりわなによる捕獲効率が10倍に上昇した。

表8 ユニット別のキョンの捕獲効率（平成26年度）

市町名	ユニット	推定生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )	くくりわな				はり網			
			捕獲数	設置基数	設置日数	捕獲効率	捕獲数	設置基数	設置日数	捕獲効率
いすみ市	H2	640	83	41	1,601	5.18	10	6	234	4.27
鴨川市	G8	102	73	22	915	7.98	-	-	-	-
	G10	77	5	8	384	1.30	-	-	-	-
	計		78	30	1,299	6.00	-	-	-	-
大多喜町	O9	19	8	3	186	4.30	-	-	-	-
	O10	0	1	1	38	2.63	-	-	-	-
	計		9	4	224	4.02	-	-	-	-
合計			170	75	3,124	5.44	10	6	234	4.27

※推定生息密度は平成26年度の推定生息密度における中間値

(参考)

表9 ユニット別のキョンの捕獲効率（平成25年度）

市町名	ユニット	推定生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )	くくりわな				はり網			
			捕獲数	設置基数	設置日数	捕獲効率	捕獲数	設置基数	設置日数	捕獲効率
いすみ市	H2	330	87	31	1,497	5.81	17	7	311	5.47
鴨川市	G1	53	15	4	126	11.9	-	-	-	-
	G8	55	29	16	904	3.21	-	-	-	-
	計		44	20	1,030	4.27	-	-	-	-
大多喜町	O9	33	2	11	840	0.24	-	-	-	-
	O10	0	1	3	185	0.54	-	-	-	-
	O11	0	1	1	18	5.56	-	-	-	-
	計		4	15	1,043	0.38	-	-	-	-
合計			135	66	3,570	3.78	17	7	311	5.47

※推定生息密度は平成25年度の推定生息密度における中間値

※平成25年度は箱わなでの捕獲があったが、平成26年度は箱わなでの捕獲がなかったため除外

○捕獲効率をユニット別に見ると、推定生息密度の高いユニットで捕獲効率が高い傾向は、必ずしも認められなかった。

○大多喜町のO10ユニットでは、推定生息密度は0頭であったが、1頭捕獲された。このことは、糞粒調査で糞が発見されなかった地域に、キョンが生息している可能性があることを示唆している。

○捕獲効率を平成 25 年度の値と比較すると、鴨川市の G8 ユニット、及び大多喜町の 09・010 ユニットで、捕獲効率が上昇した。一方、いすみ市の H2 ユニットでは、同程度の捕獲効率であった。



図 4 キョンの管理ユニット

イ 県事業における捕獲個体の性比

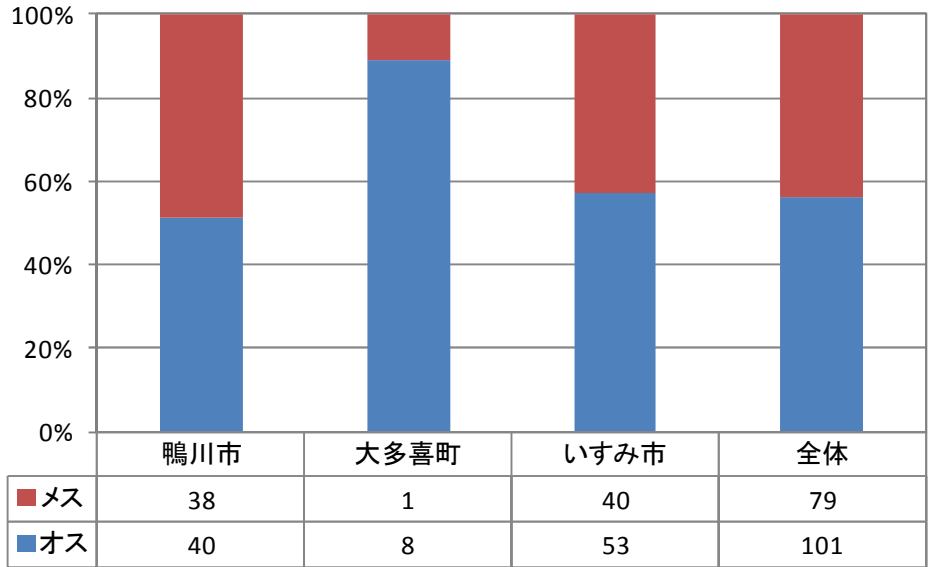


図5 市町別の捕獲個体の性比（平成26年度）

(参考)

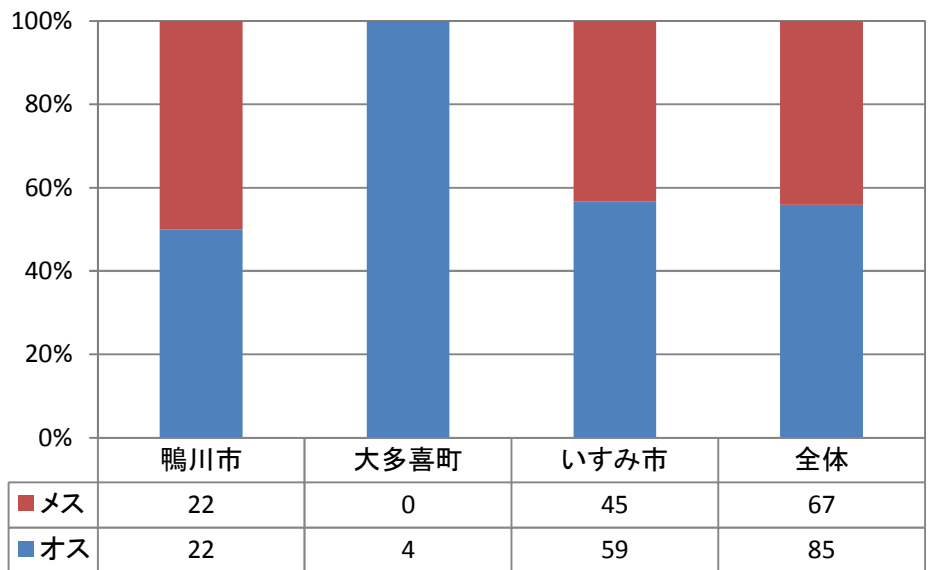


図6 市町別の捕獲個体の性比（平成25年度）

- 捕獲個体の性比については、全体ではオスの割合がやや多く、56%であった。
- 鴨川市では性比が同程度であり、いすみ市でも性比に大きな差はなかった。
- 大多喜町では捕獲頭数は少ないものの、捕獲個体のほとんどがオスであった。
- 平成25年度と平成26年度の性比を比較すると、同程度であった。

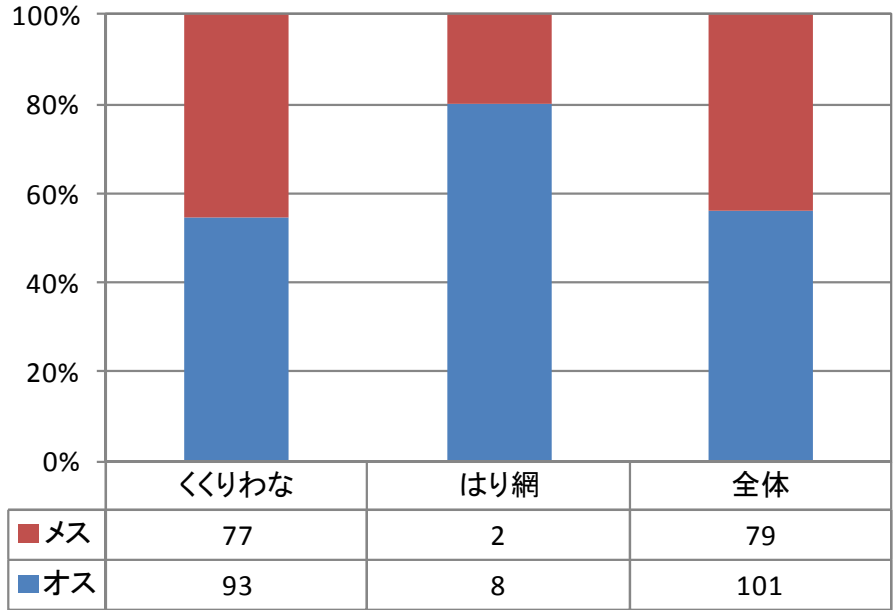


図7 わな種別の捕獲個体の性比（平成26年度）

（参考）

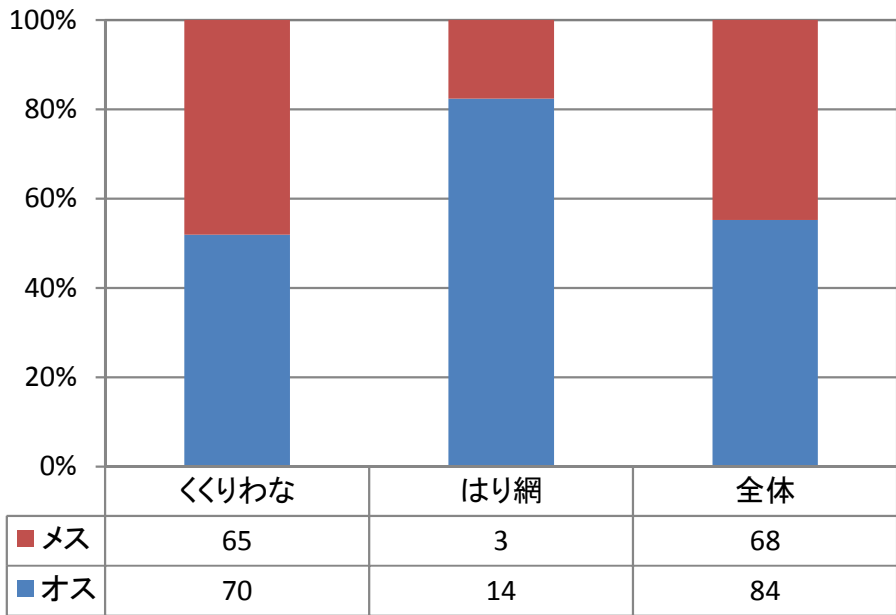


図8 わな種別の捕獲個体の性比（平成25年度）

○いずれのわなでもオスが多く捕獲され、オスの割合はくくりわなで55%、はり網で80%であった。

○平成25年度と平成26年度の性比を比較すると、同程度であった。

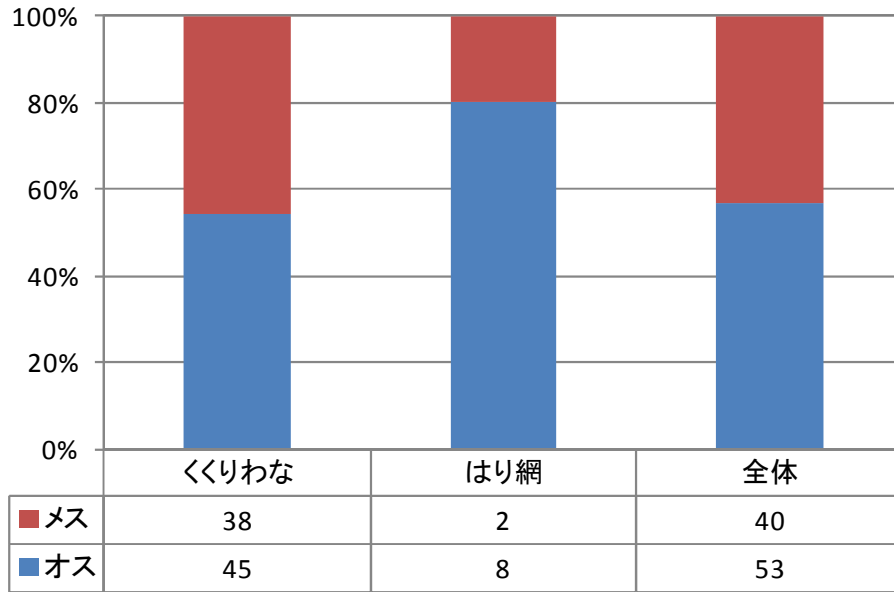


図9 H2ユニットにおけるわな種別の捕獲個体の性比（平成26年度）

（参考）

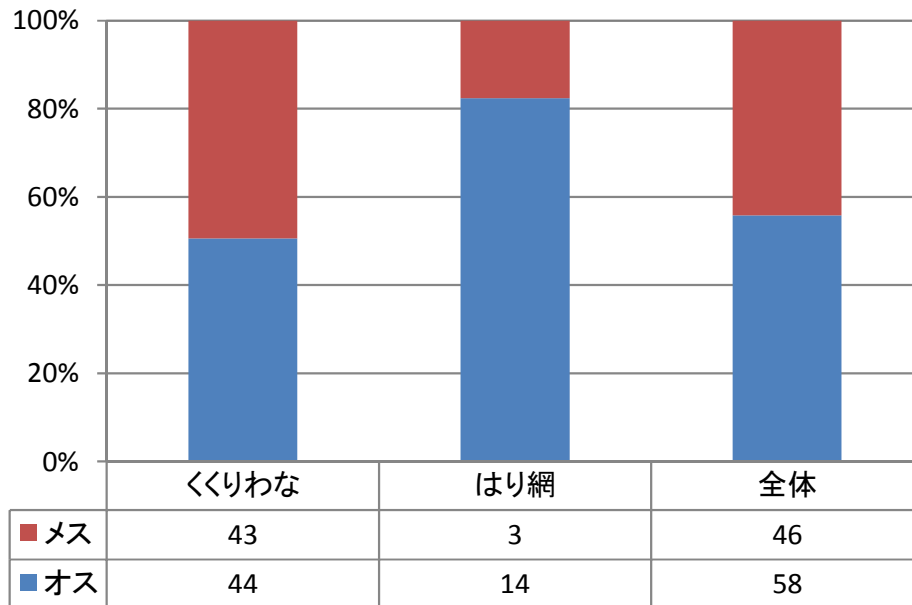


図10 H2ユニットにおけるわな種別の捕獲個体の性比（平成25年度）

- 同一ユニットで比較した場合も、はり網（80%）のほうがくくりわな（54%）よりオスの割合が高い結果となった。
- 平成25年度と平成26年度の性比を比較すると、同程度であった。



(5) 県内におけるキョンの推定生息域及び生息数について

ア 各市町における推定生息数

平成26年度は鴨川市(39ライン)、勝浦市(14ライン)、大多喜町(26ライン)、いすみ市(シカ保護管理ユニットH2:3ライン)の合計82ラインにおいて糞粒調査を実施し、糞粒区画法及び出生数捕獲数法により推定生息数を求めた。

表10 千葉県におけるキョンの個体数推定(平成27年3月末時点)

	平成26年3月末時点			平成26年出生による増加			年間捕獲 頭数	平成27年3月末時点		
	最小値	中間値	最大値	最小値	中間値	最大値		最小値	中間値	最大値
勝浦市	—	—	—	—	—	—	—	2,473	6,020	9,550
鴨川市	—	—	—	—	—	—	—	2,488	6,000	9,492
君津市	1,209	2,790	4,358	1,639	3,783	5,909	51	1,588	3,732	5,858
いすみ市	4,822	11,091	17,324	6,539	15,039	23,491	364	6,175	14,675	23,127
大多喜町	—	—	—	—	—	—	—	1,012	2,329	3,636
御宿町	1,688	3,851	6,003	2,289	5,222	8,140	20	2,269	5,202	8,120
鋸南町	54	128	202	73	174	274	9	64	165	265
集中防除区域計	—	—	—	—	—	—	—	16,069	38,123	60,048
市原市	227	520	809	308	705	1,097	1	307	704	1,096
富津市	468	1,068	1,662	635	1,448	2,254	0	635	1,448	2,254
木更津市	116	268	417	157	363	565	3	154	360	562
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	20	61	95	27	83	129	1	26	82	128
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	36	82	127	49	111	172	0	36	82	127
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他区域計	—	—	—	—	—	—	—	1,122	2,594	4,040
計	—	—	—	—	—	—	—	17,191	40,717	64,088

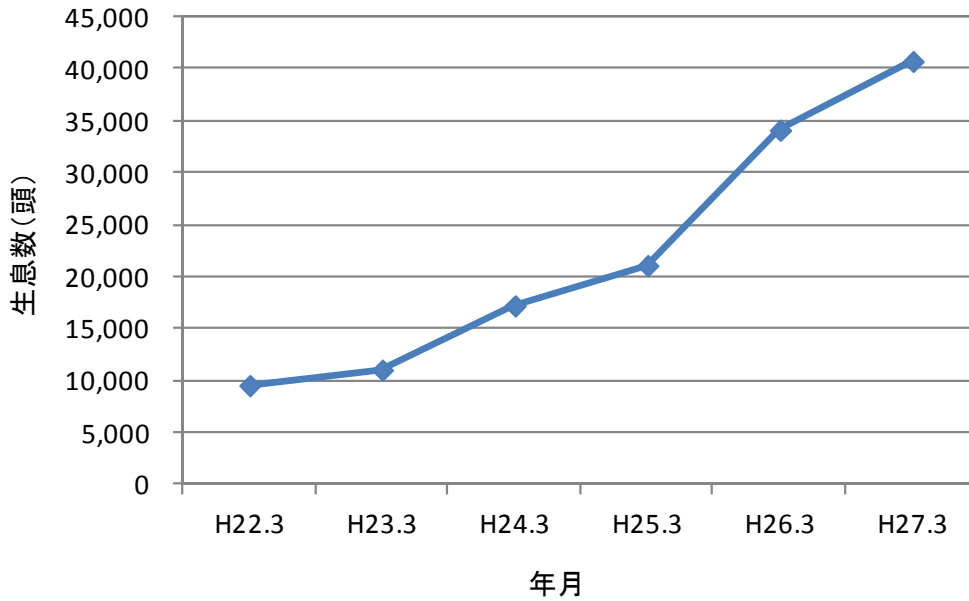


図 11 推定生息数の経年変化（中間値）

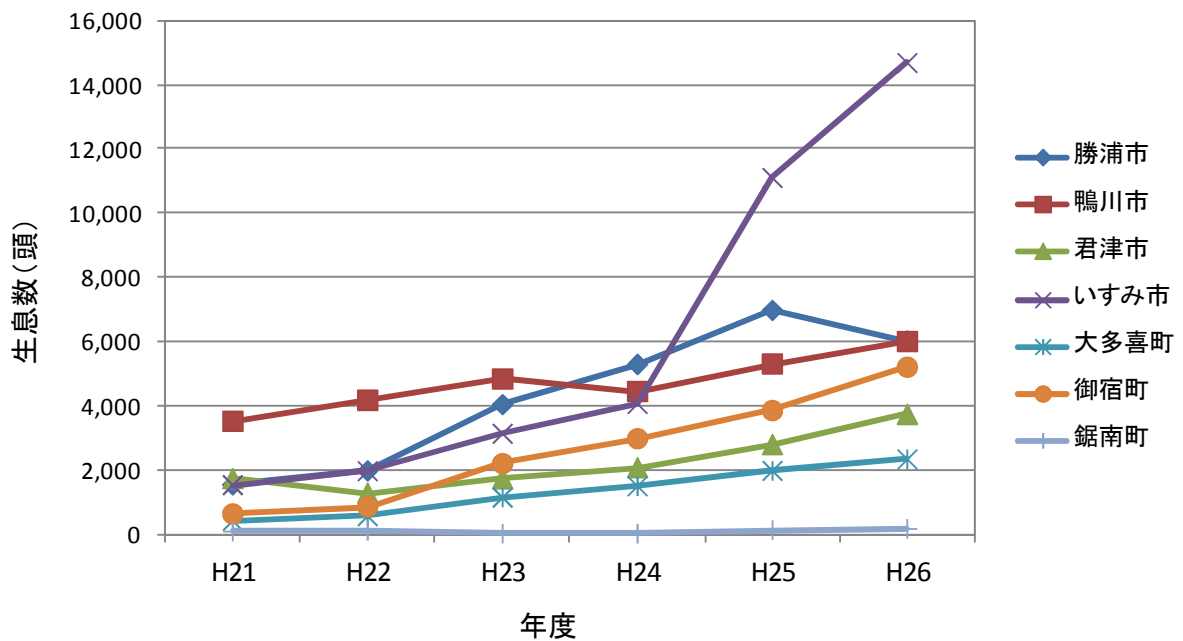


図 12 重点防除地域における市町村別の推定生息数の経年変化（中間値）

- 平成 26 年度の推定生息数は中間値で 40,717 頭と、生息数が増加し続けている。
- 平成 25 年度と比較すると、ほとんどの市町で生息数が増加した。特に、いすみ市では、平成 25 年度の 11,091 頭から平成 26 年度の 14,675 頭と、大幅に生息数が増加した。

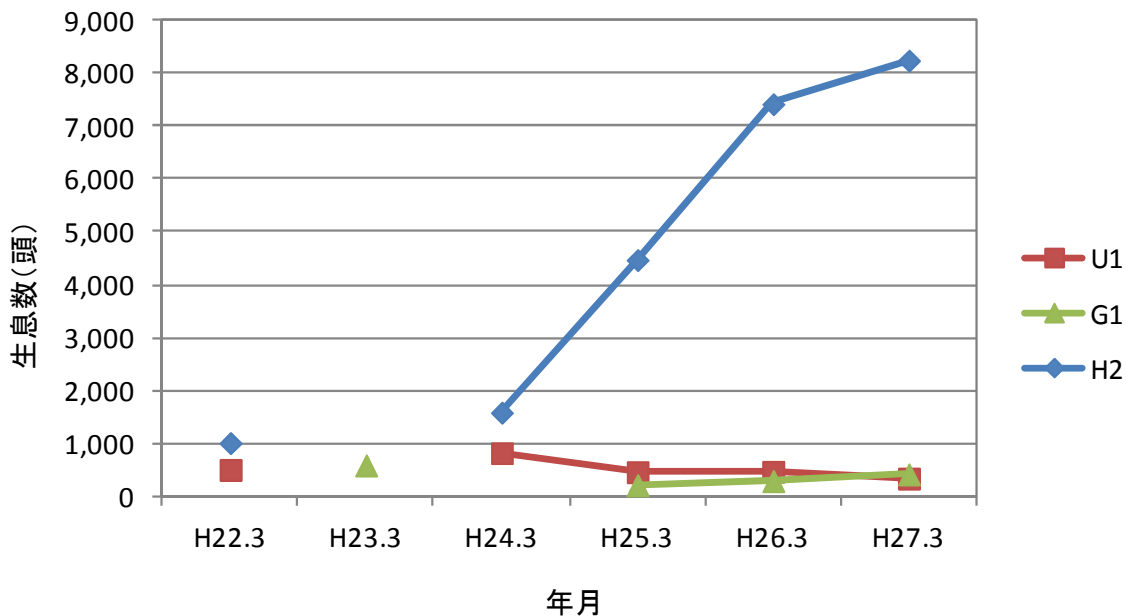


図 13 固定ユニットにおける推定生息数の経年変化（中間値）

※U1 ユニットは勝浦市、G1 ユニットは鴨川市、H2 ユニットはいすみ市にそれぞれ位置する

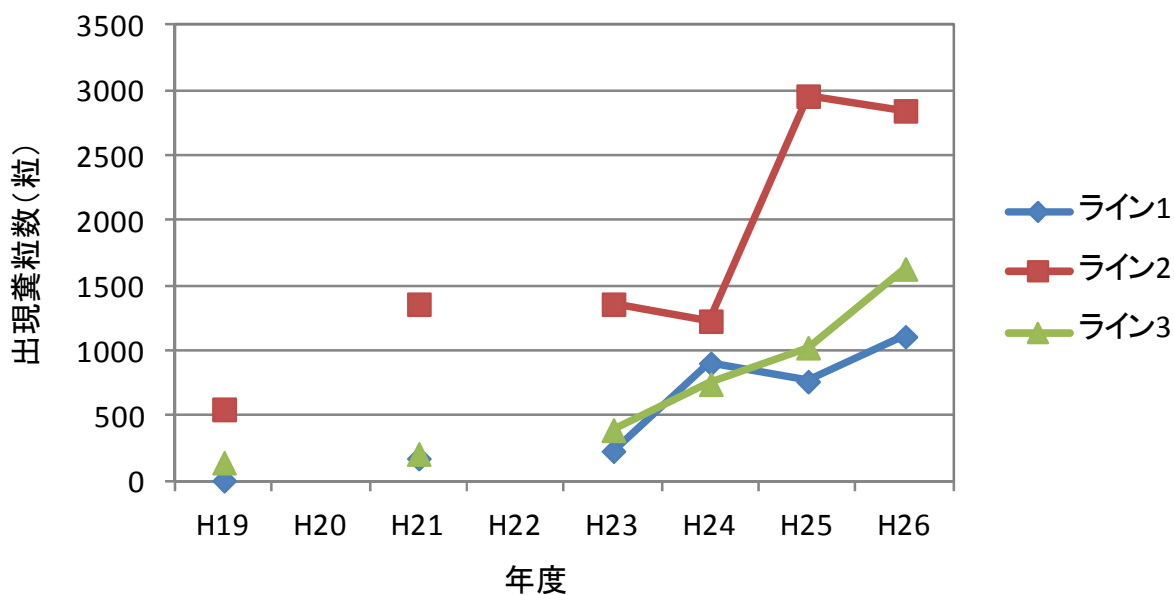


図 14 H2 ユニットにおけるライン別の出現糞粒数の経年変化

- 固定ユニット別では、いすみ市の H2 ユニットで生息数が急増した。
- 勝浦市の U1 及び鴨川市の G1 ユニットでは、生息数が横ばいで推移している。
- H2 ユニットでは、平成 25 年度以降にライン 2 で出現糞粒数が急激に増加した。

(参考)

表 11 平成 26 年 3 月末におけるキョンの推定生息数

	平成25年3月末時点			平成25年出生による増加			年間捕獲 頭数	平成26年3月末時点			備考
	最小値	中間値	最大値	最小値	中間値	最大値		最小値	中間値	最大値	
勝浦市	2,168	5,288	8,388	2,940	7,171	11,374	202	2,738	6,969	11,172	U1のみ実施
鴨川市	1,826	4,446	7,053	2,476	6,029	9,564	731	1,745	5,298	8,833	G1のみ実施
君津市	902	2,068	3,225	1,223	2,804	4,373	14	1,209	2,790	4,359	
いすみ市	—	—	—	—	—	—	—	4,822	11,091	17,324	
大多喜町	623	1,496	2,363	845	2,029	3,204	56	789	1,973	3,148	
御宿町	—	—	—	—	—	—	—	1,688	3,851	6,003	
鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	54	128	202	
集中防除区域計	—	—	—	—	—	—	—	13,045	32,100	51,041	
市原市	168	384	597	228	521	810	1	227	520	809	
富津市	—	—	—	—	—	—	—	468	1,068	1,662	ライン追加12→16
木更津市	87	199	309	118	270	419	2	116	268	417	
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南房総市	—	—	—	—	—	—	—	20	61	95	ライン追加5→19
館山市	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	新規0→2
一宮町	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	新規0→1
長柄町	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	新規0→3
長南町	—	—	—	—	—	—	—	36	82	127	新規0→5
睦沢町	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	新規0→1
その他区域計	—	—	—	—	—	—	—	867	1,999	3,110	
計	—	—	—	—	—	—	—	13,912	34,099	54,151	

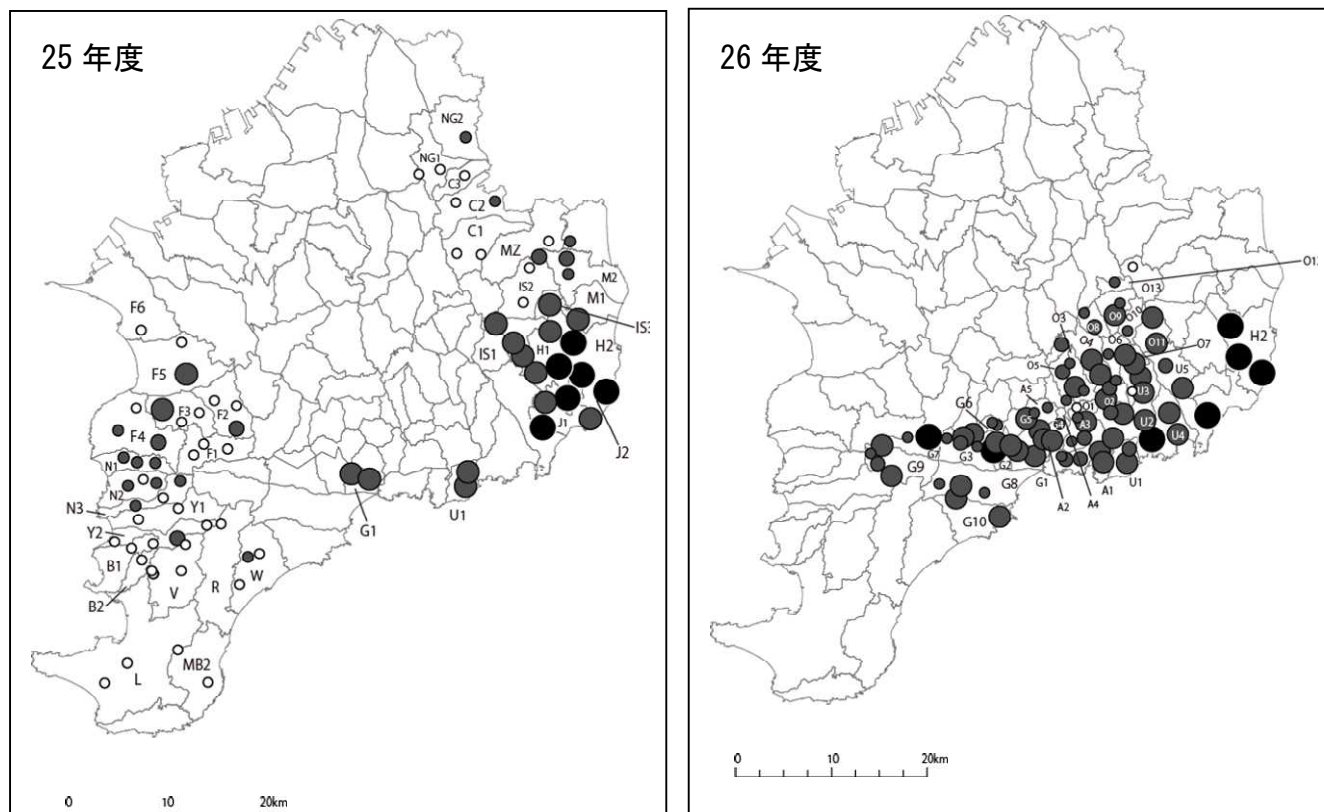


図 15 キョンの糞粒法による調査結果 (平成 25~26 年度調査)

(参考)

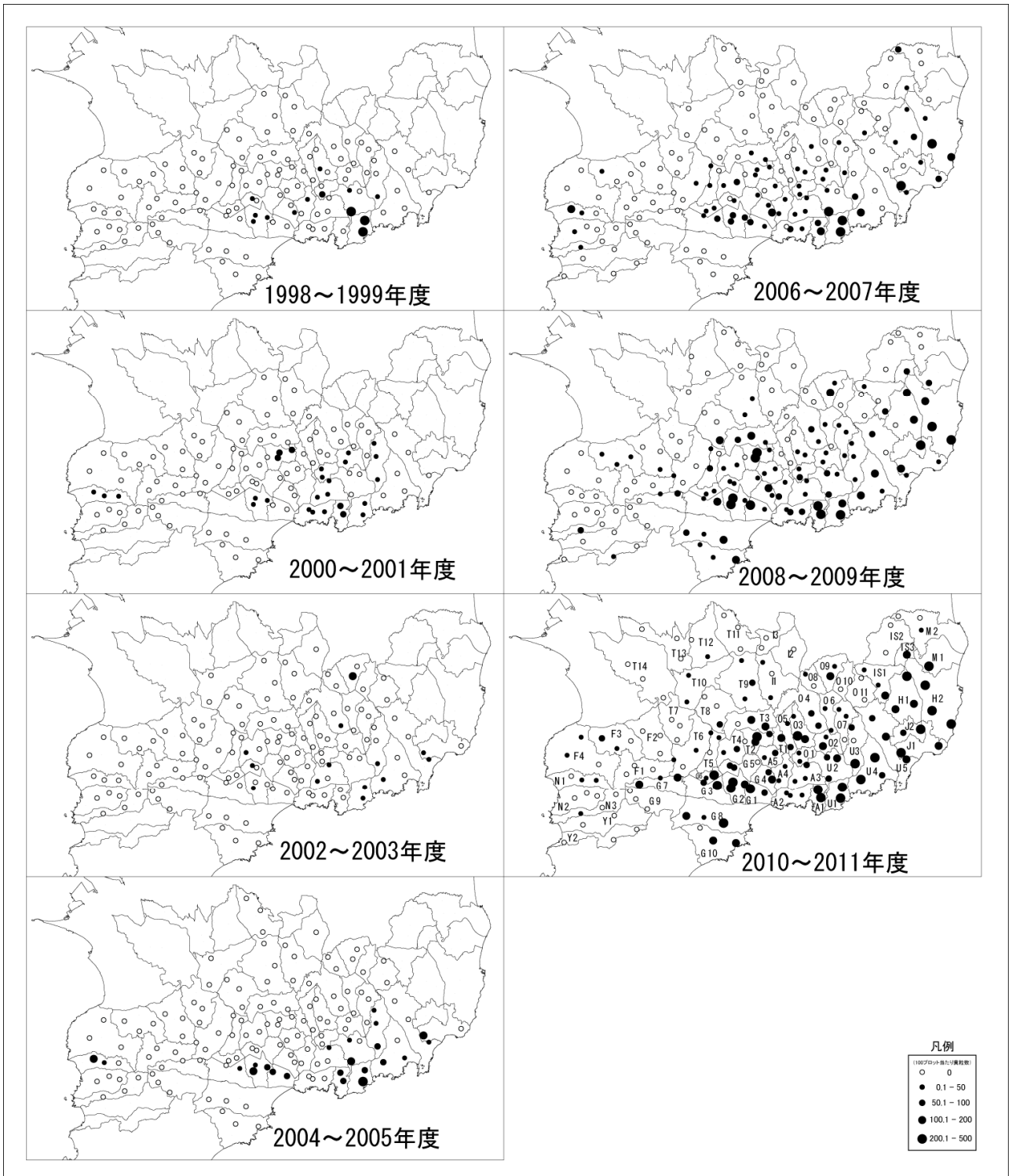


図 16 キョンの糞粒数からみた生息密度構造の年変化

## 2 平成27年度千葉県キョン防除事業の実施方針（案）について

### (1) 捕獲事業について

#### ア 委託先

一般社団法人 千葉県猟友会

#### イ 事業計画について

##### ① 目的

千葉県キョン防除実施計画に基づき、県内に生息するキョンの生息数の低減を図るとともに、効果的な捕獲方法の知見や、今後の防除に関する基礎資料を得ることを目的とする。

##### ② 実施期間

平成27年12月下旬から平成28年3月25日まで

##### ③ 捕獲実施場所

捕獲事業の実施地域は、鴨川市（G8周辺）及びいすみ市（H2）

##### 【選定理由】

- a) 鴨川市の嶺岡地区周辺は、推定生息数が多いだけでなく、南の地域への分布拡大を抑制するためにも、捕獲を強化する必要がある。
- b) いすみ市については、非常に高密度で生息している地域であり、長生地域への分布拡大を抑制するためには、より一層捕獲を強化する必要がある。  
また、いすみ市については、県事業の捕獲が占める割合が高いことから、継続して実施する必要がある。

表 12 キョンの捕獲数に占める県捕獲の割合

市町名	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	有害捕獲 (市町村)	県捕獲	総数	有害捕獲 (市町村)	県捕獲	総数	有害捕獲 (市町村)	県捕獲	総数	有害捕獲 (市町村)	県捕獲	総数	有害捕獲 (市町村)	県捕獲	総数
勝浦市	91	23	114	99	54	153	150	35	185	202	-	202	504	-	504
	20.2%			35.3%			18.9%			-			-		
いすみ市	68	45	113	115	67	182	130	63	193	150	104	254	271	93	364
	39.8%			36.8%			32.6%			40.9%			25.5%		
大多喜町	0	-	0	23	-	23	51	-	51	52	4	56	71	9	80
	-			-			-			7.1%			11.3%		
御宿町	0	2	2	1	2	3	4	4	8	14	-	14	20	-	20
	100.0%			66.7%			50.0%			-			-		
鴨川市	640	67	707	761	58	819	986	85	1,071	687	44	731	1,047	78	1,125
	9.5%			7.1%			7.9%			6.0%			6.9%		
鋸南町	0	-	0	8	-	8	5	-	5	10	-	10	9	-	9
	-			-			-			-			-		
君津市	6	-	6	10	-	10	14	-	14	14	-	14	51	-	51
	-			-			-			-			-		
その他区域	4	-	4	5	-	5	6	-	6	9	-	9	7	-	7
	-			-			-			-			-		
捕獲数計	809	137	946	1,022	181	1,203	1,346	187	1,533	1,138	152	1,290	1,980	180	2,160
	14.5%			15.0%			12.2%			11.8%			8.3%		

## (2) 糞粒調査について

### ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

### イ 事業計画について

糞粒調査については、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、これまで生息域を2分して隔年で実施していた調査を、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市(G1)、勝浦市(U1)、いすみ市(H2)については毎年調査を実施することとしている。

#### ① 実施ライン数

平成27年度は君津市・木更津市・袖ヶ浦市・市原市が64ライン、鴨川市(ユニットG1)が2ライン、勝浦市(ユニットU1)が2ライン、いすみ市(ユニットH2)が3ライン、の計71ライン

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキョンとして区分して集計する。

#### ② 調査時期

平成27年12月～平成28年1月の間



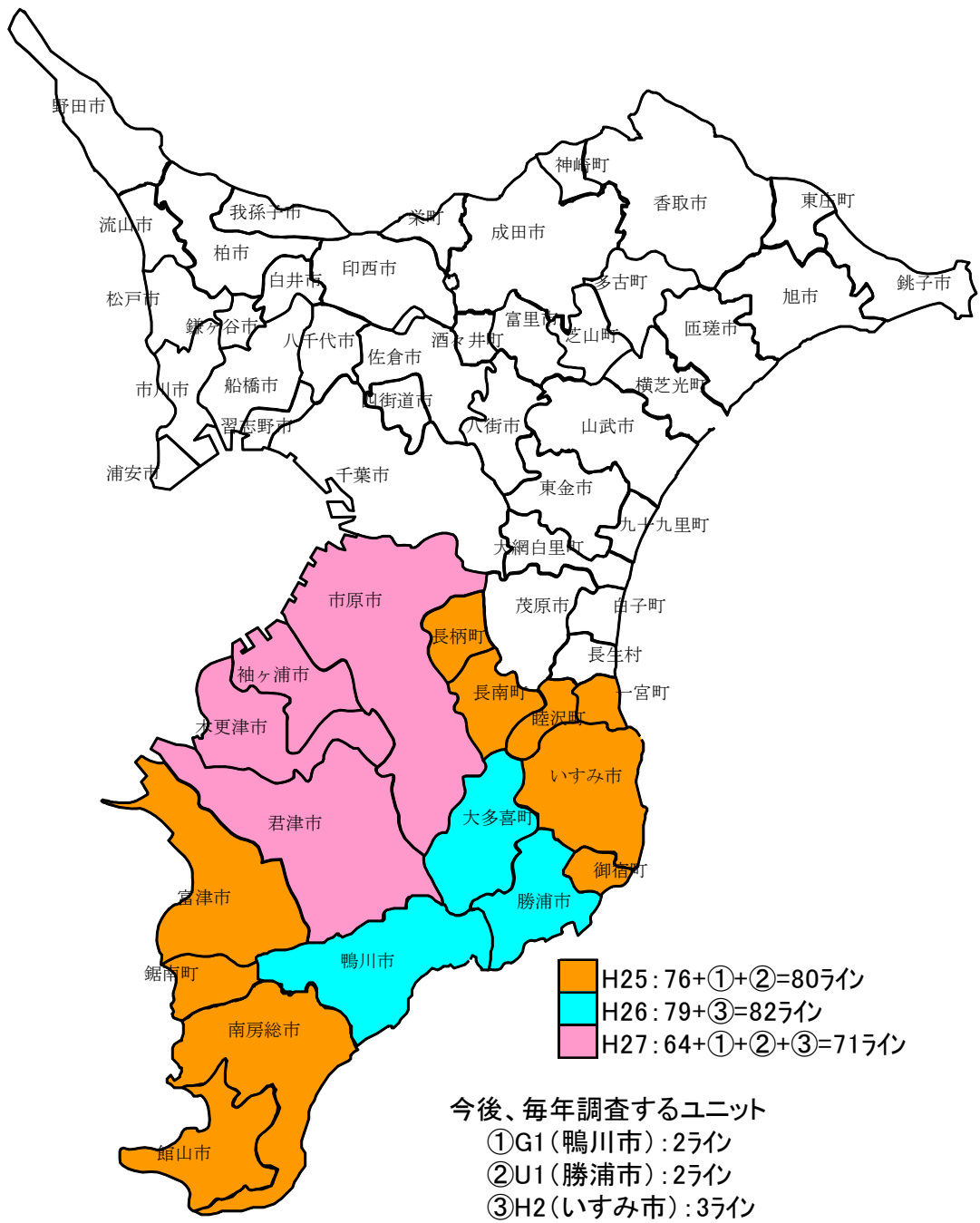


図 13 平成 25 年度以降の糞粒調査計画 (案)

# 千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
- 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

大気環境部会	1 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 3 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 4 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 5 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	1 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。
廃棄物・リサイクル部会	1 廃棄物処理に係る重要な事項に関すること。 2 資源循環の推進に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 自然公園に係る重要な事項に関すること。
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要な事項に関すること。 2 特定外来生物に係る重要な事項に関すること。
温泉部会	1 温泉に係る重要な事項に関すること。
企画政策部会	1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関すること。 2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関すること。 3 環境学習に係る重要な事項に関すること。

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議

案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会は小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

（特別委員、専門委員及び臨時委員）

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

## 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。